

栃木県工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、「栃木県工事検査要領」第8条の規定により、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第2条 評定は、別表1に掲げる建設工事ごとに行なうものとする。
ただし、発注者が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「栃木県工事検査要領」第2条に定める検査員並びに「栃木県建設工事監督執務要領」第2条に定める総括監督員及び主任監督員（以下「監督員」という。）とするものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は別記様式第1の工事成績評定表（以下「評定表」という。）により、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる検査員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員である評定者は検査を実施した時、監督員である評定者は工事が完成した時、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出)

第7条 検査員は、評定表を取りまとめの上、知事が契約した工事については当該工事を所掌する部長（以下「部長」という。）に、出先機関の長が契約した工事については、当該出先機関の長（以下「出先機関の長」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 部長又は出先機関の長は、評定の結果を別に定める「栃木県工事等成績評定結果通知公表実施要領（以下「公表実施要領」という。）」により、当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 部長又は出先機関の長は第8条の通知をした後、工事事故等による処分が確定するなど、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 部長又は出先機関の長は、前項の修正を行ったときは、「公表実施要領」第13条に基づき、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 評定結果は、「公表実施要領」により、公表するものとする。

附則（平成30年2月1日制定 森整第917号、農振第777号、技管第296号）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 「栃木県環境森林部工事成績評定要領」、「栃木県農政部工事成績評定要領」、「栃木県県土整備部工事成績評定要領」、「栃木県環境森林部工事成績評定要領の運用について」、「栃木県農政部工事成績評定要領の運用について」、「栃木県県土整備部工事成績評定要領の運用について」は廃止する。

別表一1

建設工事	当初及び完成時の請負金額が500万円以上の工事
------	-------------------------

別記様式第 1

工事成績評定表

平成 年 月 日

課・事務所名

契約番号		工事番号、地区番号	
工事名			
工事箇所			
契約金額			
工 期	当初		
	最終		
完成年月日			
完成検査年月日			
出来形部分検査年月日			
中間検査年月日			
受注者			
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
総括監督員			
主任監督員			
完成検査員			
	①主任監督員		
	②総括監督員		
	③完成検査員		
	④ 合 計		

注)別添 1 の工事成績採点表により評定し、評定点合計は四捨五入により整数とする。